

射水市土木建築工事費の前金払取扱規則

平成17年11月1日
規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定に基づく土木建築工事費前金払の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象工事)

第2条 前金払の対象工事は、1件の請負金額が200万円以上の土木建築工事又は土木建築工事に関する工事の設計、調査若しくは測量に係るものとする。

2 前項に規定する土木建築工事のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、同項の規定により既にした前金払に追加して前金払をすることができる。

(1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当していること。

(2) 第8条の規定による部分払を受けていないこと。

3 歳計現金の保有状況等によって支払が困難と認めるときは、前払金を減額することができる。

(前払金の額等)

第3条 前払金の額は、別表のとおりとする。

(前金払の請求手続)

第4条 前金払を受けようとする受注者は、前払金請求書(様式第1号)に公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証会社」という。)の発行した前払金の保証証書正副2通(以下「保証証書」という。)に工事着手届(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 中間前金払を受けようとする受注者は、中間前払金請求書(様式第3号)に中間前金払に係る保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

(中間前払金を受けるための認定手続)

第5条 前条第2項の規定により中間前払金の請求をしようとする受注者は、あらかじめ、認定申請書(様式第4号)に次の各号に掲げる市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、第2条第2項各号に掲げる要件に該当する旨の認定を受けなければならない。

(1) 工事工程表(様式第5号)

(2) 工事履行報告書(様式第6号)

2 市長は、前項の認定申請書の提出があったときは、速やかに、認定の可否を決定し、その結果を当該受注者に通知するものとする。

(工事内容の変更に伴う前払金の額の変更等)

第6条 市長は、設計変更等により著しく請負代価に増減を生じたときは、前払金の額を増減することができる。

2 受注者は、前項の規定により、前払金の額が減額された場合において、前払金の額が減額後の請負代価の10分の5(中間前払金を受けている場合にあつては、10分の7)に相当する額を超えるときは、受注者は、その超過額を指定期日までに返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の指定期日以内に第8条の規定による部分払の請求があったときは、その支払

額のうちからその超過額を控除することができる。

- 4 市長は、受注者が第2項本文の規定により指定期日までに前払金を返還しないときは、指定期日の翌日から納付の日までの期間に応じて返還金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する遅延利息の率による利息を付することができる。

(保証契約の変更)

- 第7条 工事内容の変更その他の理由により工期を延長若しくは短縮をし、又は前払金の額を増額若しくは減額をした場合においては、受注者は、直ちに保証会社との保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

(前金払をした工事の部分払)

- 第8条 前金払をした工事の出来形部分に対する部分払は、出来形部分に対する代価の10分の9に相当する額から出来形部分に対する請負代価に10分の4以内の率を乗じて得た額を控除して得た額以内とする。

(前払金の使途範囲)

- 第9条 前払金の使途の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料として必要な経費に限るものとする。

(義務違反による前払金の返還)

- 第10条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その前払金の全部又は一部を指定期日までに返還しなければならない。

- (1) 第7条に規定する保証契約の変更をしなかったとき。
 - (2) 前払金を前条に規定する経費以外の目的に使用したとき。
 - (3) 着工時期を過ぎても、工事に着手しないため、前払金が適正に使用されないと認められるとき、又は受注者の責めにより明らかに工期が延長すると認められるとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。
- 2 市長は、受注者が前項の規定により返還すべき日までに、前払金の全部又は一部を返還しないときは、前払金支払の日から返還の日までの期間に応じて返還金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する遅延利息の率による利息を徴収する。

(その他)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の新湊市土木建築工事費の前金払取扱規則(昭和49年新湊市規則第16号)、小杉町土木建築工事費の前金払取扱規則(昭和52年小杉町規則第14号)、大門町土木建築工事費の前金払取扱規則(昭和49年大門町規則第2号)、下村土木建築工事費の前金払取扱規則(昭和53年下村規則第4号)又は解散前の射水上水道企業団土木建築工事費の前金払取扱規則(平成7年射水上水道企業団規則第2号)の規定によりなされた請求、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(前払金の使途範囲の特例)

- 3 令和2年10月1日から令和7年3月31日までの間に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金(第2条第1項の規定による前金払に係るものに限る。)であって、令和7年3月31日までに払出しをするものについての第9条の規定の運用については、同条中「労働者災害補償保険料及び保証料」とあるのは、「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」とする。

附 則(平成20年4月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月26日規則第55号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の射水市土木建築工事費の前金払取扱規則の規定は、施行日以後に締結された契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月24日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の射水市土木建築工事費の前金払取扱規則の規定は、施行日以後に締結された契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月18日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月24日規則第44号)

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(令和3年5月13日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の射水市土木建築工事費の前金払取扱規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年5月24日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の射水市土木建築工事費の前金払取扱規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

種別	前払金額 (中間前払金を除く。)	中間前払金の額
土木建築工事	請負金額の10分の4以内の額	請負金額の10分の2以内の額
土木建築工事に関する工事の 設計、調査又は測量	請負金額の10分の3以内の額	